

Title	法権の圧迫と労働組合
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.1 (1911. 1) ,p.89- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

部門の間に分割せられたる統治上の権能を實際大統領の一身に集中すること、なし、且つ此憲法の規定以外の権能が根底強固なる慣例となり、遂に法律たるの效力を有するに至らば合衆國憲法の特色は破却せられ、其擁護の爲に設けられたる障壁は排除せられ、合衆國の政體は根本的に改革せらるゝに至る可し。然り而して合衆國民は現に斯かる改變の起らんとを希望するものなるが、若し彼等の此希望を妨ぐ可き大小一切の障礙が除去せられたりとせんか、其結果は果して如何なる可きや、之れ吾人の最も嚴密なる考慮を費す可き點なりとす。國民は不裁可權の行使に對して喝采す。彼等は彼等が自己の惡代表者なりと信するもの等に對して大痛棒が加へらるゝとき歡喜の情に耐へずして絶叫す。彼等は立法の責任を有するにも拘らず遲疑逡巡不決斷極まれる國會に對して大統領が彼等が現に有する所の意見を提げて肉迫することを見て、彼を以て彼等の選手なりと拍手す。若し合衆國歴代の大統領にして國民の賞讃を博せんが爲徒

らに國民の喧鬧を満足せしむるが如き行動に出でんか、若し彼等に對して國會を壓伏せんが爲に其官職に附隨する驚く可き權勢を利用せんか、若し大統領の意思に反對する所の代議士は皆選舉民の信任に對して不忠實なるものなりとして選舉民の前に侮蔑せらるゝに至らんか、若し國會が絶えず斯かる權謀術數によりて大統領の足下に蹂躪せらるゝとあらんか、久しからずして立法部は國民多數の後援を有する行政部に對して抗争するの力を失ひ遂に無慘なる隸屬の状態に沈淪するが如きことなる可きや。國會が其獨立を失ひて大統領の配下に屬伏するに至らば多大の讚美と尊敬を博したる合衆國の憲法は根底より顛覆破壞せらるゝには至らざる可きや。三權分立、相互權監制の原則は如何なる運命に遭遇す可きや。國民の感情の無節制なる激發に對しては如何なる制抑を加へ得可きや。若し斯かる狀勢が其論理的徑路を追ふて進み、且つ歴代の大統領が判官任命の権能を利用して最高法院の改革を行ひ、國民の意を迎へんが爲めに

法律を曲解するが如き徒を以て同院を組織するが如きことあらんか、公衆の感情は遂に國家に於て最高の權力者となり、國政は悉く其偏僻憎惡によりて左右せらるゝに至らん。然らば國家は全く混沌の狀態に陥り極端なる無政府主義の時代を現出せん。(未完)

法權の壓迫と勞働組合

高橋誠一郎

(一)

博學なる某學者は紀元前一四九〇年埃及に起りたる希伯來煉瓦工の蜂起は紀元後一八九二年の「ステリーブリツヂ」紡績職工同盟罷工の先驅をなせるものにして、此當時よりして勞働組合運動の端は既に發せるものなりとなすと雖も、斯くの如き推斷の一顧を償せざるは固よりのことにして、更に降つて彼のエリ・僧正が一五三八年、クローンウエルに報告してウイスベツチなる二十一名の製靴

雇職工が市外の丘岡に集合し、三名の同盟員を派して全製靴親方を召喚し、之を脅して賃銀の増額を強要せんとせりと謂へるが如き斷片的證左も未だ以て當時に於ける勞働組合の存在を確認する能はざるなり。

勞働組合の發生を促し其發達を誘致したるものは蓋し十八世紀に於ける經濟的革命的機運なり。謂ふまでもなく經濟的革命的動力となりしものは機械の使用なり。此より以前に在りては總て機業は皆な家内工場内に於いて自ら勞作せるに親方に依つて經營せられ、彼等は自己の使雇する少數の雇職工と其利害關係並に社會上の地位を等しうせり。然るに機械力の使用は大工場制度の勃興を促し、製造工業は漸次大資本主の手に移り、大多數の職工は自ら全生産の過程を支配し、生産資料も其勞働の結果たる製作品も共に之を所有したる獨立生産者の地位より降りて、生産に要する器具も其結果たる製品をも所有すること能はず、終世賃銀勞働者たるの地位に墮落するに至れり。而し

て工場主たる雇主は監督の任に當る外は直接に勞作することなく、截然たる區劃は其社會的地位に於て其利害關係に於て、雇主と勞働者との間に劃せられたり。

機械力の使用と共に生産技術愈々多様多岐となり、雇主被雇者の關係新に生ずるに至り、商業亦急速の發達をなして、生産者と消費者との關係多々益々相解離し、人口増殖の結果として經濟生活漸次複雑の度を加へ、交易の發達及び自然法學說の普及と共に次第に強固と爲れる人民の自覺心は國家的權方に依ると將た又組合的強制權に依るとを問はず總て職業の自由に對する制限及び拘束を以て自然に現る可き經濟上の利益を檢束し、國民經濟の發展を無益に阻害する者なりと思惟せらるゝに至り、彼の職業組合制度の如き全然社會より一掃し去られたり。而して從來勞銀、勞働時間、徒弟使備の條件其他一切の生産條件を律し、雇職工及び徒弟對雇主及び親方の關係を制規せんと努めたる國家は茲に總てを拋棄して、國家權力よりも更

に強大なる經濟上の大勢に従ふに至れり。各地方若しくは都市の治安判事が工業關係に従つて年々勞銀率を制定したる時代は去りて勞銀は雇主の單獨にて定むる所となれり。彼等は高率の勞銀を以て多數の勞働者を自己の工場に誘致し、然る後漸次賃率の削減を行へり。單に賃率のみならず、あらゆる勞働條件亦悉く雇主の所定に係り、勞働時間如きも次第に延長するの傾向を有し、機械の改良は勞働時間短縮の因とならずして、反つて之が延長を促せり。少年工及び女工は鑛山に於てさへ一日十六七時間の勞働を強ひらるゝを見たり。斯くの如くにして新産業制度が勞働者の健康、道徳及び智性の上に齎せる結果は實に酸鼻の極なりしなり。

是に於て乎、十八世紀の交英國勞働者は相團結して横暴なる工場主に對抗し、既に崩壊せる昔時の工業制度の復活を計らんとせり。當初彼等が此目的の爲めに取りたる手段は純然たる合法的のものにして、例へば毛織物業の勞働者が十八世紀の

初年に於て治安判事が勞銀の制規を行はざるに至りたるより連署して賃率の決定を之に請願したるが如き是なり。而して當時に在りてはエリザベス朝の徒弟法猶ほ其效力を有したれば同盟せる勞働者は該法に違反したる雇主を告發して自家の境遇の困難を免れんと努めたり。然れども斯の如き勞働者の請願は直ちに雇主の反對請願を以て答へられり、而して治安判事は後者に左袒するの態度に出でたり。徒弟法違反の判決を受けたる雇主は議會に對して同法の停止若しくは廢止を請願せり。

其結果議會は逐年特殊の工業(毛織物業は其一例)に對して同法の效力を停止し、後年に至つて全然之を廢止せり。加之幾多重要なる工業に在りては縱令徒弟法は其形のみ嚴然として存在するも、然も實際上何等の拘束力を有することなく、勞働者は已むなく法律上の保護を議會に請願すれば、議會は却つて雇主の反對請願に動さるゝの有様なり。斯くて法律上の援助の全然頼む可らざるを見たる勞働者は茲に其注意を自助の方面に向けた

り。彼等は同盟罷工の手段に依つて其要求を貫徹せんとせり。然も當時彼等の行へる同盟罷工は餘りに幼稚なるものにして到底所期の目的を達すこと能はざりき。同盟罷工失敗の結果として當然襲ひ來れる艱難は再び彼等を驅つて議會に請願するの舉に出でせしめたり。洵にシエリダンの謂へるが如く「勞働者は其請願が多少の注意を以て受理せられ、自家の困窮の狀が酌量せらる可き一縷の希望を有するに至るや、直ちに其結合は悉く解かれて、一に救済を議會の公正と仁恵に俟つに至れるなり」。

當初の結合は固より純然たる一時的のものにして、勞働者は雇主に或種の不平を抱き單純なる要求を以て、之を満足せしむること能はざるを見るや、直ちに同盟罷工を行ひ、其罷工中は勞働を繼續しつゝある同一職業の仲間より救助を得るの常なり。然も罷工にして目的を達し、若しくは失敗に終らんか、結合は速かに解かるゝなり。遮莫、斯くの如き方法に據て得たる贖金は長期に亙る同

盟罷工に際しては克く罷工者の生計を維持する能はず。加之數度の請願の爲めに議會に費したる金額頗る多く、到底貧窮なる労働者の寄附のみを以て、補ふに足らざりしを以て當初一時的の性質を有するに過ぎざりし結合に代つて永續的の同盟を生じ、愈よ痛酷を極めんとしつゝある雇主の抑壓に對抗せんとするに至れり。

此種の同盟は初め同一地の同一工業に従事する全労働者を包含し、其寄附金額の如きも偏に同盟員の自由意志に任せられたり。然れども平時に在りては怠惰なる同盟者は組合的精神を失ひ、毫も基金を醸出することなく、熱心なる同盟員のみ獨り多額の醸金を負擔するの有様れば、茲に熱心なる労働者のみ相結んで一定額の醸出を定め更に小數の強固なる組合を組織せり。然も雇主との間に不和を生じ談判不調となりたる曉には組合外の労働者も來りて之れに投ずるの常なりき。此種組合の主たる目的は議會に對する請願、不法の行爲ありたる雇主の告發及び同盟罷工に際して罷

工者を支給するの點に在り。之に加へて其組合員が職を求めんが爲めに他地方に赴くに際して之を援助し、病者を扶養し、死者の葬儀費用を支出する等の行爲をなせり。

(二)

英國の労働組合にして半世紀以上繼續せるものは其創立當時の歴史に伴へる幾多小説的の傳説を有せり。深夜原頭に於ける有志の密會、地底深く埋藏せる記録函、祕密の誓約、長年月に亙る幽囚等は孰れも由來久しき労働組合の昔譚に残る所なり。此半ば昔話的なる傳説も多少事實の基礎なきにあらず、殊に一七九九年より一八二四年に亙りて労働者の組合結社が法律を以て禁止せられたる時代に於て殊に彼等の苦闘は甚しかりしなり。

労働者の組合組織を以て自家の利益を脅されたる企業家は固より黙して止むの愚を演ずるものにあらず。十八世紀の初年よりして屢々發布せられたる特殊工業に於ける労働者の結社を禁壓するの法令は未だ以て其目的を達するに充分ならずとな

し、彼等は議會に請願して各種工業を通じて有效なる組合禁止法の通過を計れり。斯くて彼等の要求は一七九九年ジョージ三世の第三十九年法律第八十一號と爲つて現れ、總ての結社は絶對的に禁止せらるゝに至れり。

這般の斷然たる措置は如何なる理由に基きて發したるものなるや、何等説明せらるゝ所なしと雖も、ヨークシエヤ及びランカスシエヤ機業労働者間に於ける労働組合的運動の著大なる發達は蓋し其直接の動機たりしなる可し。此法案は頗る早急に議會を通過し、同法案が初めて庶民院に提出せられてより國王の裁可を経る迄僅に二十四日を費せるのみ。事情斯くの如くなれば殆ど同法案の規定に就きて抗議するの餘裕なく、唯だ倫敦キヤラコ染工組合が反對の請願をなせるのみなり。而して他の労働組合が何等の運動を開始せざる間に此法案は毫末の修正を経ずして成法となれるなり。

翌一八〇〇年七月廿九日の法律（ジョージ三世第四十年法律第六十號）は更に前年の組合禁止法

を修正して不完全なる仲裁に關する項目を附加せり。斯くて賃銀増加、労働時間短縮を目的とせる約定を嚴禁し、結社の目的を以てする集合、同盟及び金錢の寄附は禁制を受け、法を犯すものは禁錮及び懲役の苦を嘗めざる可らず、犯罪告訴人は其組合の共有財産を沒收するの權利あるものとなされたり。固より此法律は労働者と等しく雇主の結社をも併せ禁じたりと雖も、斯法實施の有様を見れば兩者は決して公平なる待遇を受くることなかりき。而して假令法官の手は公平無私なりしとするも、當時の新工業制度に於ては單獨なる雇主は僅に幾多の同盟結社と對等の勢力を有し得たりしなり。洵にジェツフレイ卿の謂へるが如く、單獨なる企業家は自己の與へんと欲する賃銀を拒む労働者に對しては縱令其數百人にても千人にても同時に悉く之を放逐すること意の儘なるも、然も雇主が其要求する賃銀額を支給することを拒みたるが爲めに、他に移らんとする労働者の全部は不法の行爲として所罰せらるゝに至りしなり。加之

何人も企業家の結社を摘發するものなく、一八一四年利器匠親方は公々然シエツフィールド商工同盟を締結したり。此法權壓迫の時代を通じ幾千の労働者が結社の罪に呻吟しつゝある間に、吾人は一人の雇主も同一罪名の下に處罰せられたる者あるを聞かず。

(三)

議會を促して組合禁止法の通過を速かならしめたる間接の原動力は當時英國人士の頭腦を支配したる二流の思潮なり。即ち其一は彼等が佛蘭西革命の黒き影に捕へられて殆ど今日よりは信ず可らざる底の恐怖を以て庶民の同盟結社を眺めたることとなり。フランシス、ブレイス氏の吾人に談れる如く、組合禁止法は労働者の恐る可き勒索を阻止し、農商工其他國家の全部を破却するを防ぐが爲めに緊切なる必要手段なりと思惟せられたり。而して彼等は又雇主の結社と労働者の結社とを同一に觀察すること能はず、前者は單に産業上の不應爲に過ぎざるも、後者は正に政治上の罪過を

以て論ず可きものなりと爲し、労働者の徒黨反抗は實に質銀の上臆を忌む企業家階級の反對を促したるのみならず、復以て民主的の制度に對する一般爲政家の憎惡を甚しからしむるの素因となりしなり。第二はアダム、スミス及び其學徒の鼓吹せる新經濟學説是なり。スミスが其大著「國富の本質及び原因の研究」の稿を起したるは巴里に於ける十二ヶ月の滞在を終へて、英國に歸りたる後にして佛國百科學派ヘルヴェチウス及び其書「精神論」の感化を受くること甚しく其個人主義的經濟學説は全然組合の原則を駁撃し、之と殆ど相容れざる自由の觀念を唱道せり。而して彼の學説は深く英國人士の頭腦に浸染して組合禁止法發布の間接の原因とはなれるなり。

組合禁止法は同時に又労働者使傭に關する従前の法律（即ち特にエリザベス朝の徒弟法を指す）が尙ほ效力を存し、雇主と労働者との間に生じたる紛争は仲裁々判の判定を俟つ可きものなることを規定せり。然れども此規定は何等の效力を有す

るものにあらずして、從來法廷は徒弟法違反の雇主に對して單に表面のみの有罪判決を下したるに過ぎず。仲裁々判の如きは法文面の外那邊にも存在することあらざりしなり。

然りと雖も、一度萌え出でたる労働組合の萌芽は法權の壓迫の爲めに容易に萎凋するものにあらず。彼等は共濟組合の名に隠れて所期の目的を貫徹するを怠らざりき。實に十九世紀の初世に在りては眞個の共濟組合と労働組合とを區別すること難かりしなり。

一八〇九年以來獨り毛織工業に對してのみ廢止せられたる徒弟法は、終に一八一四年の法律（ジョージ三世第五十四年法律第九十六號）を以て全然廢止せられたり。雇主は一世紀以上に互る奮闘の後初めて其切望せる徒弟法の廢止を得て、久しき以前既に事實として收め得たる勝利を茲に形式上に於ても亦贏ち得たりしなり。斯くて職業組合の制度と其齡を等しくせる工業制度は終に法律上撤廢せらるゝに至れるなり。遮莫、同法は長く名

のみ嚴として傳はりしも、實際上に於ては毫も效力を認められず、其所定は既に新經濟社會の實際に適用すること能はざるものとして之を顧みるものなく、萬人悉く新法の制定を以て刻下の急務なりとせり。而して一部の人士は同法の改訂を望み、他は同法の絶對的撤廢を求めたり。請願は兩派の意見を代表して議會に提出せられたり。三十萬人の名を連ねたる請願書は同法の改正を要求し、之が廢止の請願は二千名の署名を有せり。當初労働者側の意見に耳を傾けざりし委員長も終に其説を變ずる程なりしが、雇主側の利益は議會を左右するの力を有し、ケンニング等は同法の改正を以て廢止に優れりとなすの意見なりしも討論は採決の聲に葬り去られて、一八一四年七月十四日徒弟法は全部廢止の運命に遭遇せるなり。

然れども徒弟法は既述の如く最重要なる諸般の工業に對し業に久しく效力を有せざりしを以て、同法廢止の結果は労働者に取り實際上さまで重大ならず。之が爲めに其境遇一層困難に陥るが如き

こと有らざりしと雖も、此に看過す可らざるものは労働者の心胸に與へたる深き印象にして法律を以て自己の労働条件を改善せんと希望全く絶えたることは是なり。法は獨り自ら助くることを得る者を助く、自己の境遇を改善せんと欲する者は須く先づ自己の力に依らざる可らずとの觀念愈々強きを加へたり。猶ほ同法廢止の理論上の影響を論ずれば法律上労働は一個の貨物に外ならざるに至り、労働者は即ち此貨物の販賣者にして、労働契約の條件は偏へに雇主被雇者の合意に由つて定まり、國家は之に干渉せざること宛も他の賣買契約と等しきを見るに至れることは是なり。

労働の賣買當事者の關係に立法的干渉を試みずとの原則より徒弟法を廢止したりとすれば、同一の論法は又同時に組合禁止法の廢止を要求せざる可らざるなり。即ち労働者は果して労働てふ商品を販賣者に外ならずとせば、彼は單獨なると他と連合するとを問はず、其商品の價格を上騰せしめんが爲めに之を一時市場より撤するの自由を有す

る理にして之を禁ずるは當に賣買行為に對する法律の干渉に外ならざるなり。然も尙ほ大企業家の議會に於ける勢力は偉大にして同法は容易に撤廢せらる可くも見えざる間に英國労働者の境遇は次第に凶惡と爲り行きつゝあるなり。

(四)

英國労働者の境遇が悲慘を極めたることナポレオン戰役後の十年間の如きは蓋し稀なり。兵役を解かれたる數千の労働者は職を得ること能はずし路上に群集せり。一機械の發明は幾百千の労働者を解雇せしめたり。平和恢復と共に起りたる物價の下落は雇主等をして公然法を侮蔑して賃銀削減の約を結ばしめたり。賃率下落は急速の勢を以て労働者階級を襲へり。彼等にして援を議會に求めんか、彼等は其自助の信念に背くなり、然らば自助的手段に其救済を求めんか彼等は法律上の罪名を受くるなり。而して此不條理なる法律は更に不條理に施行せられつゝあるなり。然れどもあらゆる迫害も組合の精神を消滅せしむると能はず、勞

働組合の組織は今や各職業を通じて普ねがらんとせり。組合禁止法は單に他の社會階級に對する労働者の感情を苦からしめ、彼等の間に不信憎惡及び絶望の念を蒔き、善惡の判断を滅失せしむるの效力を有せるのみ。當時に於ける組合は固より秘密結社の性質を有し、彼等は戰慄す可き誓約を以て其組合員を拘束し、所期の目的を達せんと爲めには如何なる嫌惡す可き罪名にも嚇さるゝとなかりき。單純なる組合を組織するも罰せられ狼籍の所業を敢てするも罰せらる、當時教育程度の低き労働者が其生活難に驅られて熟慮の暇もなく最上の防衛手段として過激の舉に出でしは敢て怪むに足らざるなり。斯くて大暴動は一八一九年、一八二〇年及び一八二三年グラスゴー、パイスレー及び其附近の地方に起り機械の使用は妨害せられ、機械は破壊せられ、人は傷害せられて死に至るものすら有りき。

斯くの如き慘憺たる結果は長く識者の注意を惹かずして終るものにあらず。一八二〇年代より幾

多の爲政家は組合禁止法を勵行するは害のみ徒らに多くして利益少きを信するに至り、一八二三年にはコヴンツリー選出の代議士ピーター、ムーアは組合禁止法の撤回及び雇主對労働者間の不和を決定す可き仲裁々判所の設置に關する發案を爲せり。而して法律の不公平、刑罰の苛酷は次第に一般人士の著眼を促し、一八二四年議會はジョセフ、ヒューム等の特別委員を選任して組合禁止法の施行の結果を調査せしめたり。院外に在りて多大の援助を委員等に與へたるものはフランス、プレスナリ。彼は素と裁縫職なりしが一八一八年業を其子に譲りて一身を社會問題に委ぬるに至りしなり。委員は非常なる熱心を以て事實の調査を行ひ、上述せるが如き組合禁止法施行の慘憺たる結果を擧げ、更に大政治家的態度を以て労働契約の完全なる自由を主張せり。纏て一八二四年ヒューム等急進黨員の動議を以て組合禁止法は撤廢せられたり。

然も從來の諸惡法の及ぼせる惡果たる労働結社

の秘密組織と手段の兇暴は一片の法令を以て容易に除去せらる可くもあらず。長き惡法の壓迫は労働者階級の性格を墮落せしめたり。組合禁止法の廢止は組合の數を急速に増加せしめ、同時に之に伴へる放逸の所業を増加せり。翌一八二五年の會期開くると共に全國の企業家は悉く憤起し、ヒューム、プレース等は反動の危險を説きて労働組合を警めたり。同年四月ハスキッソンの動議を以て特別委員を選任し、二十四年の法律の結果を調査せしむることゝなれり。時の造幣局長ワルレーズ委員長たり。

然れども幸にして事實調査の結果はさまで重大なる惡影響を發見するに足らず、同盟罷工は其數を増加したるも暴行は却つて減少したるものゝ如く、一時雇主より延きては議會をも襲ひたる恐怖心は沈靜に歸し、却つて組合禁止法の復活は頗る危險なる結果を齎す可しとの信念を有せしむるに至れり。斯くて一八二五年の法律(シヨオジ四世第五年法律第九十五號)に據りて労働者は完全なる

自由を得、團體契約の權利此に初めて全きを得たり。

組合禁止法廢止案の熱心なる主張者プレースは久しく人民が團結を續け來りしは唯だ法律の抑壓ありしに因る、此抑壓にして撤せられんか、組合は彼等は緊著せしめたる所以のものを失ひて、自ら崩壊するなる可し云々と聲明せりと雖も、事實は寧ろ彼の豫想に違ひ、労働者は雇主が法律の援を失へるを見るや直ちに同盟の力を以て之に迫り自己の要求を貫徹せんとせり。未だ永續的の組合組織を有せざる諸工業は相競つて之を設け其勞銀額を引上ぐるに急なりき。労働組合の發達は獨り數の増加に留らずして、一八二五年夏週刊職業新聞はシヨン、ガストを委員長とせる各工業の代表者十一名より成る委員の手に發行せられ、各工業を通じて労働組合組織を發達せしめ、當時の政界に労働階級の主張を鼓吹するに努めたり。

(五)

然れども労働者が一時其前途に認め得たる光明

は間もなく消えて、彼等は再び陰暗たる境涯に沈まざるを得ざりき。一八二五年は財界の恐慌と一般に亘れる商業不振の裡に暮れたり。次で來れる四箇年は孰れも經濟界の收縮窮迫を極めたる時代なり。數千の労働者は其職を失ひ、勞銀は激烈に下落せり。幾多の工業地に在りては義捐金に依りて僅に飢餓を免れつゝある労働者少なからず。此秋に際して行へる同盟罷工は悉く労働者の敗北に歸し、解散の止むなきに至れる組合亦少なからず。法律上自由となれる組合組織は反つて従前の秘密結社に比して、賃銀下落を防止するの機關たるに足らず、無智の労働者は再び機械破壊の暴行を始むるに至れり。斯くて彼等は労働組合的運動を棄て、急進主義及び社會主義の煽動に耳を傾くるに至り。一八二九年より同四八年に亘りて労働組合の運動は著しく之と纏亂することなれるなり。

一八二四年より一八三〇年に亘る交に於ては労働組合は單に同一地方に於ける同一職業に従事せる労働者を結合せるに過ぎず。労働組合は悉く地

方的組合の域を脱すること能はざりき。而して其主たる目的は市場不振又は同盟罷工の爲めに職を失ひたる組合員を救護するに在り。尙ほ同組合は自己に責む可きの過失なくして不時の出來事の爲めに労働を爲すこと能はざるに至りたる者を支給し、組合員若しくは其配遇者の死亡に際し葬儀費用を支出せり。以上の目的を達するに必要な基金は入社金、小額の毎週醴金及び非常の徵收より成り、組合の支配權は組合員總會之を握れり。然れども斯く一地方に局限せられたる組合は單に其地方特有の工業を除きては労働者の要求を悉く満足せしむること難く、一地方を離れて他に移れる労働者にして組合的援護を得んとせば更に新なる組合に加入せざる可らず。而して或る理由より同盟罷工を起したりとするも、其地方のみに限られたる基金は即時に費消し去られて長く雇主に對抗すること能はざるなり。

然れば一八三〇年代に於て這般の不便に備ふるの目的を以て各地方に存在せる同一工業の組合聯

合策行はれしも、其聯合は鞏固ならずして、所期の目的を達するに足らざりき。各地方に互る労働組合の成立を見るに至りしは正に一八三〇年代のことに屬す。而して此新氣運に乗じて陳勝吳廣たりしものはランカシエヤの紡績職工及びヨークシエヤの建築職工なり。彼等は他に卒先して全國同業職工の同盟を形成せり。一八三三年に起れる數度の同盟罷工は従前のものに比して範圍廣く、爲めに時の内務大臣をして組合禁止法復活の必要を思はしめし程なりき。マンチエスター、パイスレー、バアミンガム、リーズ、ダービー及びポツテリース其他の地方に類々として起れる同盟罷工に際し、各組合は互に相提携し、一様な援護を罷工中の同業者に與へたり。次で聯合労働組合の組織成り、一八三三年九月七日「開拓者一名労働組合時報」は此運動の機關紙としてジエームス、モリソンの手に依つてバアミンガムに創刊せられたり。其後數ヶ月を出でずして一八三四年一月には全國聯合労働組合の成立を見たり。ロバート、オ

「ウエンは實に此組織に最も貢獻せる一人なりき。同組合は僅々數週間に少くとも五十萬人の組合員を吸収し、内數萬の農民及び婦女を包含せり。執行委員は四名の有給事務員を從へて倫敦に在り。以て組合の事務を處理するの任に當れり。此大聯合の聲明せる政策は全國を通じて一般的労働者の同盟罷工を行はしむるに在りしも、然も創立の當初よりして斷えず局部的争闘に累はされたり。斯くて法權壓迫の時代を脱したる労働組合は全く革命の時代に入れるなり。

(六)

労働組合の前途は現今に在ても經濟社會の未知數なり。近世の經濟學者と改革派社會主義者とは幾多の點に於て其意見の接觸調和を見たりと雖も、労働組合に就ては全然同一なりと云ふ可らず。經濟學者は飽くまで労働組合を以て任意自由の發達を期げたる自發的組織と爲し、之に對して何等の特權を附與す可きものにあらず、各人は之に加入するも脱退するも全く其意の儘に任す可

冥想せんとするものなり。(完)

帝國主義の經濟學

宮坂作衛

きものにして、組合以外に立たんと欲するものも之が組合員たるものと法律上産業上同等の權利を保有す可きを主張し、且つ同一工業内に二個の相異なる組合對立するも亦之を是認す可く兩者は共に法律上同等の地位に立つ可きものなりと做せり。

然るに社會主義者は労働組合を以て労働者の法律上の團結と爲し、之に加入するものは特權を享有するものなりと思惟し、之を以てあらゆる障害抵抗を排除し組合に加入せざるものを悉く征服す可き特權を附與せられ、實權を保有するタイラントたらしめんとするに在り。由是觀之改革派社會主義者の主張する所亦往々にして昔時の革命的社會主義者の主張と相近きものなるを發見せずんばあらず。

近時頻々として外電の傳へつゝある激烈なる同盟罷工は蓋し何事を語りつゝあるか。吾人は暫く舊時に於ける労働組合の苦闘史を二三のオーソリティーより抄譯補綴して以て靜に労働組合の前途を

帝國主義の經濟學を論ずるに當り先づ何故に吾人はアダムスミスの思想及び論法に復歸せざるべからざるか。六十餘年前既にミルは其の著「原論」の序文に於て國富論は數多の點に於て獨斷的にして且つ全く不完全なるものなりと云へり。然らばミルすらも亦獨斷的にして不完全なりと思考せらるゝ現代に在りて何故に吾人は最近の經濟學說を採用し或は高等數學の助を藉りて以て限界的學說を適用する事能はざるか。との先決問題を生ず。如上の問題に對する解答に二様あり、即ち積極的なるもの及び消極的なるもの是也。先づ最初消極的方面より述べんに之れ即ちある科學の進歩若しくはある特殊の問題の解決に對し最も大なる妨害となるものは不適當なる觀念を使用するにありとの古來の教訓に基くもの也。

觀念の解釋に於ても將た又統計の使用に於ても共に經濟學上に於ける數學的論法の價值を無視す